

**江蘇省地方税務局による、四半期ごとに営業税を申告している外資企業が、
2010年12月の都市維護建設税と教育費付加を申告する際に生じる問題に関する公知**

蘇地税規[2010]10号

「中華人民共和国城市維護建設税暫定条例」(国発[1985]19号)、「教育費付加徴収に関する暫定条例」(国発[1986]50号)、「外資企業に対する城市維護建設税と教育費付加徴収で生じた問題に関する通知」(財税[2010]103号)の規定に従い、四半期ごとに営業税を申告している外資企業は2010年第4四半期の営業税を申告納付する際、2010年12月の営業税に基づいて、都市維護建設税と教育費付加の金額を計算し、納付しなければならない。関連する問題を以下のように公告する。

2011年1月に2010年第4四半期の営業税を申告する際は、2010年12月のみの都市維護建設税と教育費付加を申告するので、営業税に対する比率は法定のものと釣り合わない。そのため、インターネットを用いた税金申告システムのアルゴリズムでは検証不能となる。よって、2010年第4四半期の営業税を申告する外資企業は主管する税務機関の窓口へ直接出向いて納税申告を行わなければならない。申告時には、2010年10月1日から11月30日まで一枚、2010年12月1日から12月31日まで一枚の計二枚の納税申告表を作成しなければならない。

2011年4月より、四半期ごとに申告している外資企業はインターネットを通して納税申告することができ、直接出向いて申告する必要はない。

本公告は2011年1月1日より実施する。

2010年12月2日

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は情報提供を目的に作成されており、その正確性を弊社及び情報提供元が保証するものではありません。また、掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、個別の案件につきましては、各方面の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、弊社及び情報提供元はその原因の如何に関わらず賠償の責を負いません。